

# 盛岡南ドライビングスクールご旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申し込みの際には必ず事前にご確認のうえお申し込みください。

## [1]合宿免許契約

- この合宿免許は、盛岡南ドライビングスクール(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施致します。参加されるお客様は当社と合宿免許契約(以下「本契約」といいます)を締結する事になります。
- 合宿免許の内容・条件は、募集広告、パンフレット、予約確認書面、旅行条件書及び当社旅行業約款募集企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める日に合宿教習を開始する事ができるように、自動車教習所、宿泊施設、その他付帯するサービスを手配し、教習所滞在日程を管理いたします。

## [2]お申し込みと本契約の成立

- 当社は、お客様より入校日、運転免許種別を指定して手配の希望を承り、且つ道路交通法、自動車教習所個別規則、旅行条件、空席状況、合宿教習を受講する方が未成年の場合は親権者の同意を確認した上で当社が手配を承諾する旨お客様へ回答し、ファクシミリによる本契約の予約をうけつけた場合に合宿教習のお申し込みとして取り扱います。当社営業時間外にファクシミリいただいたお申し出は、翌営業日に申出いただいたものとして取り扱います。
- 当社は、お申し込み後に教習料金の一部を申込金として申し受ける事で本契約を暫定的に成立することがあります。申込金は教習料金の一部に充当するか、本契約を解除するときの取消料に充当致します。
- お申し込み後、当社が指定する期日までに次のお支払方法の1つ又は2つ以上の方法でお客様より教習料金の全額を受領するか、又はお支払方法が確定した場合、本契約の成立として取り扱います。
  - 銀行振り込み
  - クレジット会社利用の場合はお客様の審査申し込み手続きが完了し、信販会社が当社へ引受を通知を発したとき
  - クレジットカードでのお支払いをご希望の方は、お手数でも営業時間内に当社においでいただきカードを提示の上お手続きください。

## [3]お申し込み条件

- お客様のご都合により合宿教習を中断する事、一時帰国する事はできません。ただし、当社の許可があるときは、再入校時点の教習料金との差額やその他関連費用の追加負担等特別条件を付加してお受けすることがあります。
- 複数名でお申し込み頂いた後、一部のお客様が本契約を変更又は解除する場合、他のお客様全員の契約条件が変更となります。
- 当社は、お客様が次に該当する場合、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じる事と致しますが、手配する事が出来ない時は、お申し込みの承諾後や本契約が成立した後であっても、特別条件を付加するか本契約を解除する場合があります。
  - 持病、心身の障害、アレルギー、妊娠又は妊娠の可能性があり特別な配慮が必要であると知った時
  - 行政処分等を受け欠格期間を満了していない事を知った時
  - 運転適性相談、医師の診断等当社が求める手続きがされない時
- 当社は、次に該当する場合、何らの責任を負うことなく、お申し込み及び本契約の締結を解除いたします。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は合宿教習の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断した時
  - 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者又は反社会的勢力と関係すると知った時
  - 当社に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行った時

## [4]合宿教習開始前の本契約の変更および解除

- お客様は、いつでも表1の取消料をお支払いいただく事により、本契約を変更又は解除する事ができます。なお、本契約の変更又は解除は当社の営業時間内に限り受け付けます。
- 本契約の変更又は解除に伴って生じる航空券、船券、前後泊等の取消料等費用は、お客様の負担と致します。
- 当社は、お客様が当社の指定する入校日又は集合時刻に遅れ、合宿教習に参加できない場合の責任は一切負いかねます。この場合、本契約はお客様により変更又は解除されたものとして取り扱うと共に、表1の取消料を申し受けます。

表1:取消料

合宿教習入校日の前日から起算してさかのぼって	取消料(お一人当たり)
21日前に当たる日以前の変更・解除	無料
20日前に当たる日から8日前に当たる日までの変更・解除	教習料金の20%
7日前に当たる日から2日前に当たる日までの変更・解除	教習料金の30%
入校日の前日の変更・解除	教習料金の40%
入校日当日の変更・解除	教習料金の50%
無連絡不参加	教習料金の100%

- 当社は、本契約が変更又は解除された時は、既にお支払いいただいている教習料金又は申込金から所定の取消料を差し引いた残金を返金するか、若しくはクレジットご利用の場合は請求書により所定の取消料を申し受けます。この場合、返金時の手数料等実費はお客様の負担と致します。
- お客様は本契約の成立以降の事由が生じた場合、取消料を負担せず本契約を変更又は解除する事ができます。この場合、返金時の手数料等実費は当社の負担と致します。
  - 当社の事情により、卒業予定日が延期された場合
  - 当社の事情により、合宿教習料金が増額された場合
  - 自然災害、パンデミック、騒擾・暴動、テロ攻撃、代替不能な公共交通機関の運休、官公署の命令により合宿教習の安全且つ円滑な実施が不可能となるか、又は不可能となる可能性が極めて大きい場合

## [5]合宿教習開始後の本契約の変更および解除

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、合宿教習の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、合宿免許日程、その他の内容について本契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は、変更後に説明します。
- お客様の都合により、自動車教習所への入校手続きを行った後に本契約を変更又は解除する場合は、当社の参加規定の計算方法に基づき、当日までの必要費用の実費、解約手数料を差し引いた残金を返金致します。但し、教習の進度によってはご返金できない場合、あるいは追加料金を請求する場合もございます。なお必要費用の実費とは入学金、学科・技能教習費、教材費、宿泊費、食費、その他の事を指し、通学教習料金を元に戻すものとします。また、解除に伴う帰宅費用はお客様の負担と致します。

- お客様が、合宿教習開始後のケガ、病気、その他の理由により合宿教習の継続に耐えられない時は、当社は本契約の一部を解除することがあります。その責任が当社にない場合、解除に伴う帰宅費用等はお客様の負担と致します。
- お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、迷惑行為、自動車教習所規則違反により円滑な合宿教習継続に支障が生じるか、その可能性が極めて高い場合、当社は合宿教習開始後であっても本契約を解除することがあります。その場合、第1項の費用の他に損害の賠償を申し受けます。
- 本契約を変更又は解除する場合の返金額、返金方法、返金時期は当社の規則によります。

## [6]合宿教習開始後の日程の変更

- 当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日とは、当社が定める合宿教習予定を全て期日通りに修了した場合に卒業可能な日を指します。技能教習が延長となった場合、練習問題・効果テストの不合格により検定を受ける事が出来ない場合、学科試験や技能検定の可否、自然災害等の影響による教習中止により合宿教習予定を期日通りに修了しない時、卒業予定日に関わらず卒業日は延長となります。この場合、当社は、旅程保証の対象外とし取り扱います。
- 卒業日が延長となる場合、お客様より追加教習費用等をお支払いいただきます。但し、あらかじめ追加費用等を含む場合、自然災害等の影響による卒業日延長の場合は、契約に定める回数又は回数までお客様の御支払いは生じません。
- 道路交通法の定める実技教習課程の修了もしくは修了検定に合格する見込みがないと自動車教習所管理者が判断した場合、仮免許学科試験に3回不合格の場合は、合宿教習日程を中断し、お客様には一時帰国頂きます。この時の交通費はお客様の負担と致します。
- 前項の場合、一時帰国後の合宿教習日程の再開は、仮免許学科試験合格、再入校時点の教習料金との差額や交通費の追加負担等特別条件の付加を改めてお客様へ提示し、ご承諾頂いた上で受け致します。

## [7]宿舎の変更

- 合宿教習期間中に滞する宿舎は、あらかじめ当社が施設名を確約した場合を除き、同等の施設の中から当社が任意に指定いたします。
- 当社は、合宿教習期間中に、宿舎又は宿泊室の移動を行う場合があります。この場合、同等の施設への移動となります。
- 前項でいう同等の施設とは、宿泊室における一人当たりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設を指します。自動車教習所からの距離、周辺の環境、築年数や改装時期はこれを含みません。
- お客様単独又は複数名で宿泊室を専有する契約の場合、宿泊室を専有する事ができる期間は、当社があらかじめ提示する卒業予定日を限度と致します卒業予定日を超過して合宿教習を受講する場合、原則として相部屋をご利用いただけます。

## [8]当社の損害賠償責任

- 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

## [9]特別補償責任

- 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規定」によりお客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院人数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金(お客様1名につき15万円限度。ただし、一個又は一対については補償金は10万円)を支払います。
- 当社は、前号の規定にかかわらず、貴重品(現金、有価証券、宝飾品、貴金属類等)、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳(通帳及び現金引き出しカードを含む)、重要書類、各種磁気媒体に記録されたデータ(SDカード、DVD、USB等)、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については保証しません。
- 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。
- 本項(1)の損害について当社が第22項(1)規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 当社は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
  - お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
  - 旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登山(登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗その他「特別補償規程別表第1」に定められている、「危険スポーツ」参加中の事故。
  - その他「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当するとき。
- 契約書面において、当社による旅行サービスの提供が一切行わない旨が明示された日(無手配日)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。

## [9]最少催行人員及び添乗員の同行

- 特に記載がないプランの最少催行人員は1名、全てのプランで添乗員は同行致しません。

国内旅行業務取扱管理者 伊香 希望  
(お客様の依頼がある場合には、上記のものが説明を行います)

## 企画・実施

岩手県知事登録旅行業 第2-250号

盛岡南ドライビングスクール

岩手県盛岡市本宮宇林崎1-1

電話019-658-1011 FAX019-658-1013

電子メール mmd@moriokaminami.jp

(一社)全国旅行業協会正会員

## 営業日・営業時間

10:00～20:00(定休日12/30～1/3)

※当社の営業時間外にファクシミリでいただいたお申し出は、翌営業日に申し出いただいたものとして取り扱います。